

実質収支に関する調書

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

令和元年度

(表示単位未満切捨てにより作成しているため、計算値と一致しない場合がある。)

一 般 会 計

(単位 千円)

区 分		金 額
1. 歳 入	総 額	51,120,254
2. 歳 出	総 額	49,909,936
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	1,210,318
4. 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	708
	(2) 繰越明許費繰越額	175,795
	(3) 事故繰越し繰越額	534
	計	177,037
5. 実 質 収 支	額	1,033,280
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定 による基金繰入額		

国 民 健 康 保 険 特 別 会 計

(単位 千円)

区 分		金 額
1. 歳 入	総 額	17,746,042
2. 歳 出	総 額	17,569,428
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	176,614
4. 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5. 実 質 収 支	額	176,614
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定 による基金繰入額		107,961

下水道事業特別会計

(単位 千円)

区 分		金 額
1. 歳 入 総 額		3,741,072
2. 歳 出 総 額		3,711,783
3. 歳 入 歳 出 差 引 額		29,289
4. 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	2,151
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	2,151
5. 実 質 収 支 額		27,137
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定 による基金繰入額		

用地取得特別会計

(単位 千円)

区 分		金 額
1. 歳 入 総 額		192,758
2. 歳 出 総 額		6,386
3. 歳 入 歳 出 差 引 額		186,372
4. 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5. 実 質 収 支 額		186,372
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定 による基金繰入額		

介護保険特別会計

(単位 千円)

区 分		金 額
1. 歳 入	総 額	12,188,064
2. 歳 出	総 額	11,871,761
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	316,302
4. 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5. 実 質	収 支 額	316,302
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定 による基金繰入額		

次木親野井特定土地区画整理事業特別会計

(単位 千円)

区 分		金 額
1. 歳 入	総 額	106,707
2. 歳 出	総 額	106,707
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	
4. 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5. 実 質	収 支 額	
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定 による基金繰入額		

後期高齢者医療特別会計

(単位 千円)

区 分		金 額
1. 歳 入 総 額		1,888,310
2. 歳 出 総 額		1,797,381
3. 歳 入 歳 出 差 引 額		90,928
4. 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5. 実 質 収 支 額		90,928
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定 による基金繰入額		

